

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

令和7年度LED防犯灯設置維持管理事業に関するPFI等アドバイザリー業務委託

2 本業務の内容

別紙「業務説明資料」のとおり

本業務の価格（上限）は11,500,000円（税込）です。

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとしますが、特定における評価の対象とはしません。

また、本事業の実施は、令和7年度の本市予算が横浜市議会で議決された後に確定するため、現時点において、本事業の実施を確約するものではありません。

3 参加に係る手続き

(1) 提案資格の確認

防犯灯や街路灯、道路照明灯等の設置・維持管理に関わる知識と技術を有し、目的を踏まえた業務の実施が可能であり、かつ、次のすべての要件を満たす者としてします。

ア 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者。

イ 「参加意向申出書（様式1）」を提出してから受託候補者の特定までの間において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者。

ウ 令和5・6年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（設計・測量等）に営業種目「905：建設コンサルタント等の業務」細目「B：建設コンサルタント・PFI」で登録がある市内または準市内企業の者。かつ、「参加意向申出書（様式1）」を提出した時点で令和7・8年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿への登載を申請中であり、受託候補者の特定までの間において上記種目及び細目にて登載が完了している市内または準市内企業の者。

エ 過去5年（令和2年度～令和6年度）の間に、本市や国、地方自治体又はそれに準ずる団体のいずれかより、「防犯灯の設置・維持管理に関するPPP手法等検討支援業務」又は「PFI手法等検討支援業務」を受託した実績がある者。

オ 民間企業、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人、その他の法人（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体等を除く。）であって、業務委託を的確に遂行するに足る能力を有する者。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でない者。

キ 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

(2) 参加意向申出書(様式1)の提出

ア 提出期限 | 令和7年2月28日(金)15時まで(必着)

イ 提出方法 | 電子メールで送付いただき、電話で受信の確認を行ってください。

ウ 提出先 | E-mail sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

市民局地域防犯支援課(担当:佐々木・豊田)

TEL 045-671-3709

エ 提出書類 | (ア) 参加意向申出書(様式1)

(イ) 類似業務の事業を受託した実績(委託者、委託事業名称、契約金額、業務概要、実施時期、主な成果等)を記載したもの

(ウ) 市町村税を滞納していないことを証する書類(納税証明書等、消費税・地方消費税及び市税・都道府県税の滞納の有無が分かるもの。発行後3か月以内のもの)の写し

(エ) 令和7、8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(設計・測量等)に登録申請中の場合は、申請中であることが確認できる書類(申請受付内容及び入札参加資格審査申請書等)の写し

(3) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

ア 通知日 | 令和7年3月5日(水)(予定)

イ 通知方法 | 電子メール

ウ その他 | 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の15時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

4 質問書(様式2)の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書(様式2)の提出をお願いします。質問内容及び回答については、提案資格を満たすものであることを確認した全者に通知します。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限 | 令和7年3月12日(水)15時まで(必着)

(2) 提出方法 | ワード形式を電子メールで送付いただき、電話で受信の確認を行ってください。

(3) 提出先 | 3(2)ウと同じ

(4) 回答日 | 令和7年3月17日(月)頃

(5) 回答方法 | 電子メール

(6) その他 | 提案資格を満たす者であることを確認できない場合は通知しません。

ファックスや電話、口頭による質問、問い合わせには応じません。質問内容が明確になるように注意し、提出してください。

5 提案書（様式3）の内容

- (1) 提案書は、別添の所定の書式に基づき作成するものとします。
- (2) 用紙の大きさは原則A4版とし、「1（2）提案事業者の概要」より以降、各ページに必ずページ番号を記載してください。
- (3) 提案については、次の項目に関する提案を様式3に記載してください。

ア 提案事業者の概要

イ 類似業務実績

ウ 業務実施体制

「責任者」、「委託者との窓口となる担当者」、「人員体制」、「緊急時の連絡体制」等について記載してください。

エ 具体的な提案内容

防犯灯設備維持管理の現状・課題を踏まえた、「想定される事業手法の比較検討、要求水準書等の作成において注意すべき課題についての考え方」の提案をお願いします。

オ 業務実施スケジュール

カ ワーク・ライフ・バランス及び障害者雇用に関する取組

- (4) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

ア 公平な評価のため、評価委員会では提案事業者名を伏して評価を行います。提案書の所定箇所以外は「提案事業者名」および「提案事業者名が推定できるような表現」は記載しないでください。（「1（2）提案事業者の概要」から「5 業務実施スケジュール」にかけて「提案事業者名」および「提案事業者名が推定できるような表現」を記載しない、もしくはマスキングをしてください。）

イ 提案は、考え方を簡潔に記述してください。

ウ 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能です。

エ 文字は注記等を除き原則として10ポイント以上の大きさとし、様式3に定められた項目の範囲で記述してください。

オ 多色刷りは可としますが、見易さに配慮をお願いします。

カ 様式3の項目3～5までの提案内容は、A4サイズ4枚（A3サイズ2枚）までとします。

6 提案書の開示に係る意向申出書（様式4）の内容

所定の様式に記載してください。

7 評価基準

提案書評価基準のとおり

8 提案書の提出

(1) 提案書の提出

- ア 提出期限 | 令和7年3月21日(金)15時まで(必着)
- イ 提出方法 | PDFデータを電子メールで送付いただき、電話で受信の確認を行ってください。
- ウ 提出先 | 3(2)ウと同じ

(2) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しません。参考データ等の補足資料の添付は可としますが、簡潔にまとめるよう心がけてください。
- イ 提案書の受理後、追加資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された書類・データは、返却しません。
- エ 提案書の提出は、1者につき1案のみとします。
- オ 提出期限後の提案内容の変更は認められません。

9 プロポーザルに関するプレゼンテーション及びヒアリング

評価委員会により、提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

(1) 実施日時 | 令和7年3月下旬頃

(2) 実施場所 | 横浜市政府 会議室(予定)(横浜市中区本町6-50-10)

(3) 出席者 | 総括責任者を含む3名以下としてください。

(4) その他 |

- ア 集合時間等の詳細については、参加者あてに別途お知らせします。
- イ プレゼンテーション及びヒアリングに参加できない場合は、失格となります。
- ウ プレゼンテーションソフトの使用は不可とします。提案書に基づきご説明をお願いします。
- エ プレゼンテーションの時間は10分間、質疑応答10分間とします。

10 プロポーザルに係る評価

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	市民局第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会	令和7年度LED防犯灯設置維持管理事業に関するPFI等アドバイザー業務委託 プロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること	プロポーザルの評価に関すること
委員	委員長 市民局総務部長 委員 市民局総務課長 市民局市民情報課長 市民局人権課長 市民局地域活動推進課長 市民局区連絡調整課長 市民局総務課調整係長	委員長 市民局総務部長 副委員長 市民局地域支援部長 委員 市民局総務課長 市民局地域防犯支援課長 政策経営局共創推進課担当課長

11 特定・非特定の通知

提案事業者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

- (1) 通知日 | 令和7年5月上旬頃
- (2) 通知方法 | 電子メール
- (3) その他 | 特定されなかった旨の通知を受けた提案事業者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の15時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

12 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提案事業者に無断で使用しません。
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないよう取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

13 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合はプロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案事業者とは、後日、特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に提案事業者が本市の指名停止措置を受けた場合、もしくは令和7、8年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（設計・測量等）への登載が確認できない場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとし、また、当該提案事業者が受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

14 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

15 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案事業者の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 | 日本語
 - イ 通貨 | 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否 | 要する
- (4) 本事業は、令和7年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とします。